

貨物損害対応実務から見た商法改正の概要

本号では改正商法の施行が2019年4月1日に決定したことを踏まえ、貨物損害対応実務から見た商法改正の概要をお伝え致します。なお、2月21日にお客様向けセミナー「改正商法施行における貨物輸送の実務上のポイント」を開催しますので、合わせてご案内致します。

1. 商法改正の経緯

1899年の制定以来、実質的な改正は行われていなかった商法(運送・海商法)が、法務大臣の諮問を受け、このたび120年ぶりに見直されることとなりました。

現行商法のうち、運送・海商に関する分野については、現代の社会や経済情勢に適応して見直すべく審議が重ねられ、2018年5月25日の公布を経て、2019年4月1日に施行が決定致しました。

2. 貨物損害対応実務における主な変更点

貨物損害対応実務のなかで、荷主様、運送人様の業務に関連し、関心が高いと思われる主な変更点(概要)を以下の通りお伝え致します。

①内航運送人の義務の軽減

内航運送人の船舶についての「堪航性の担保義務」は、現在無過失責任とされていますが、外航運送に適用される国際海上物品運送法と同様にこれを過失責任とし、運送人が発航時に船舶の堪航性について注意を尽くしたことを証明すれば、免責されることとなりました。

また、「船舶所有者や船員等の免責特約の制限」の廃止

により、船員の重過失を含む航海過失を免責とする特約が可能となり、内航運送人の義務が軽減されました。

②Sea Waybill(海上運送状)と荷受人の権利

従来の商法では、Sea Waybillによる輸送のようにB/Lが発行されず、かつ運送中に貨物が全部滅失した場合、運送人に対する損害賠償請求権は、荷受人に移転せず荷送人に残るとされていて、危険負担(リスク)の移転と法律上の訴権の所在が一致せず、荷受人の権利行使には荷送人からの債権譲渡が必要となるなどの不都合が生じていました。改正法ではこれに対し、荷主側からの要請に応え荷受人に荷送人と同一の権利を認めました。

③危険物の通知義務

近年危険物である貨物の無申告により、輸送中に爆発・火災事故が発生するなどの問題が生じていますが、荷送人の危険物通知義務が明示されました。なおこの義務は、荷主側の要望もあり、無過失責任ではなく、過失推定責任とされました。

④時効の扱い

船舶衝突での時効は、1年の消滅時効と定められていましたが、1910年衝突条約に合わせ不法行為の時から2年に統一されることとなりました。

また運送契約上の1年の消滅時効は除斥期間に改められ、実務の要請に応え当事者の合意により期間延長が可能となりました。



写真：ロイター/アフロ

3. お客様向けセミナーのご案内

本号で紹介しております内容は概要となりますが、下記セミナーでより詳細な内容をご説明させていただきます。
本セミナーを通じて商法の主な改正点と危険物輸送時の留意点をご理解いただき、物流のリスク管理にお役立てください。

日時：2月21日(木) 15:00-17:00(14:30 受付開始)

場所：東京海上日動火災保険株式会社 新館 15 階大会議室

定員：200名(無料)

内容：「改正商法施行における貨物輸送の実務上のポイント」

1. 貨物損害対応実務から見た商法改正
2. 荷送人のリスクと対策

講師：1. 一橋綜合法律事務所 顧問 石井 優 氏

2. 東京海上日動火災保険(株) 海上業務部 新谷 哲之介



東京海上日動は、『TOKIO MARINE Topics』を通じて、適時適切に必要な情報を発信することを目指しておりますが、読者の方々にとってのさらなる利便性向上、ニーズに応えるために、アンケートを実施することとしました。今後のより良い情報発信の参考とさせていただきますので、ぜひともご協力をお願いいたします。QRコードも併せてご活用下さいませ。

(回答所用時間目安：3分 回答締切：2月28日(木))

★お客様向け『Tokio Marine Topics』に関するアンケート

<https://tokiomarine.secure.force.com/WebEnquete?enid=tBjWb1n6c3Qff%2BYqcWH7kA%3D%3D>

★アンケート用 QR コード



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html